

○駒澤大学施設使用規程

平成22年4月1日

制定

改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学施設管理規程（以下「管理規程」という。）の円滑な運用に資する目的で、管理規程第1条でいう校地・施設等の使用に際し必要な事項を定める。

(使用許可)

第2条 学長は、本学の教育、研究及び行事等に支障のない範囲内で、施設の使用を許可することができる。

(施設使用者)

第3条 校地・施設等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の研究所研修員
- (4) 本学の関係団体である教育後援会・同窓会・駒澤会（以下「本学団体関係者」という。）
- (5) 学長宛に使用を願い出て許可された者

(使用時間等)

第4条 校地・施設等の使用時間は、原則として8時30分から22時までとする。ただし、研究上又は業務上使用する場合は、この限りではない。なお、使用時間外に使用したいときは、管理規程に定める校地・施設管理者（以下「施設管理者」という。）に申請し許可を受けなければならない。

2 開門時刻は7時30分、閉門時刻は22時30分とする。ただし、必要に応じて短縮又は延長することがある。

(美化推進)

第5条 施設使用者は、大学の最適な環境を維持するため、校地・施設等の美化に努めなければならない。

(入構手続等)

第6条 第3条第1号及び第2号以外の施設使用者は、各施設の受付等に入構を願い出、許可を受けなければならない。ただし、本学から特に許可された場合は、この限りではない。

2 施設使用者は、施設管理者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

(自動車・オートバイ)

第7条 施設使用者は、自動車及びオートバイ（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）の構内乗り入れはできない。ただし、やむを得ない理由により、事前に申請し許可された場合は、この限りではない。

(自転車)

第8条 施設使用者の自転車は、乗り入れを認める。ただし、構内では下車し、指定の駐輪場に駐輪しなければならない。

2 校地に2週間以上駐輪している自転車は、放置自転車として本学で処分する。

(喫煙)

第9条 校地・施設内では、指定場所以外での喫煙及び歩きタバコをしてはならない。

(改変・飼育等)

第10条 施設使用者は、施設・設備・機器・備品等の改変、耕作・植栽及び動物等の飼育をしてはならない。ただし、耕作・植栽及び動物等の飼育については、本学の許可を受けた場合はこの限りではない。

(凶器類等の持ち込み禁止)

第11条 施設使用者は、凶器及び凶器に類するもの並びに危険物（火気類・ガソリン、危険薬物等）を持ち込んで서는ならない。ただし、正当な理由があつて使用する物品で、事前に本学の許可を受けた場合は、この限りではない。

(営利活動の禁止)

第12条 校地・施設等内での営利活動は、原則として禁止する。ただし、本学の許可を受けた場合は、この限りではない。

2 校地・施設等内での入場料又は強制的な寄附を徴収する催し物は、原則として禁止とする。

(展示・掲示)

第13条 施設使用者が、展示又は掲示しようとするときは、本学の許可を受けなければならない。また、指定した場所以外に展示及び掲示をしてはならない。

(印刷物・物品の配布)

第14条 施設使用者が、校地・施設内で印刷物又は物品を配布しようとするときは、本学の許可を受けなければならない。

(その他使用上の注意事項等)

第15条 施設使用者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 使用願書に記載した目的外の用途に使用しないこと。
- (2) 許可なく電気機器を持ち込み、使用しないこと。
- (3) 設置されている機器・備品等をみだりに移動しないこと。
- (4) 校地・施設等を汚損・破損しないこと。
- (5) 騒音等による学内外への迷惑行為をしないこと。
- (6) 施設から退出するときは、確実に戸締り、消灯をすること。
- (7) 使用にあたっては、事故が発生しないよう十分に留意すること。
- (8) 使用施設等を使用した後は、元の状態に復すること。
- (9) その他本学が指示した事項を厳守すること。

(学内の利用)

第16条 本学団体関係者が主催する会議等で校地・施設等を使用する場合は、願い出により使用を許可することができる。

- 2 施設使用は、正課及び大学行事を優先する。ただし、正課であっても授業時間割に定めた時間及び場所以外を使用するときは、事前に所定の使用願書を提出し、許可を受けなければならない。
- 3 本学関係者が使用する場合は、原則として使用料は徴収しない。ただし、特別な理由により本学の許可を得て入場料等を徴収する場合又は本学の管理委託契約外の日時に使用する場合は、所定の使用料を徴収することができる。

(学外貸出)

第17条 第3条第1号から第4号に定める施設使用者以外の者が本学の校地・施設等の使用を願い出たときは、本学の授業・行事等に支障のない範囲で貸し出しを許可することができる。

- 2 第3条第1号から第4号に定める施設使用者以外の者に貸し出す場合は、所定の使用料等を徴収する。ただし、施設使用者から申し出があり施設管理者が必要と認めた場合は、使用料等の一部又は全部を減免することができる。

(弁償)

第18条 施設使用者が、校地・施設等を滅失、汚損・破損等した場合には、復旧のための費用を弁償しなければならない。

(宿泊の禁止)

第19条 宿泊施設以外の場所での宿泊は禁止する。ただし、施設管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(撤去・退去)

第20条 次の各号に該当するときは、学長は使用の中止、変更又は入構を拒否することができる。なお、すでに入構している場合には、退去及び物件の撤去を命じ、命令に従わない場合は、強制的な措置をとることができる。

- (1) この規程に違反し、管理規程に定める管理責任者又は施設管理者の指示に従わないとき。
- (2) 施設等を汚損・破損する恐れがあり、施設等の管理上不適當であると認めるとき。
- (3) 人的危害発生の恐れがあるとき。
- (4) 騒音等により近隣住民に迷惑をかける恐れがあるとき。
- (5) 緊急に本学で使用する必要が生じたとき。
- (6) その他使用が適當でないと認められるとき。

(雑則)

第21条 この規程に定めのない事項については、学長の判断により処置する。

(所管)

第22条 施設使用に関する事務所管は、総務部とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。